

## 令和4年度 第3回

### 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 会議録（要約）

日 時：令和5年1月31日（火）14時00分～16時10分

場 所：西宮市役所本庁舎8階 A813会議室

出席者：【委員】直田春夫（会長）、関嘉寛（副会長）、西明直子、清水明彦、廣田瑞穂、  
荒木信夫、江草淑訓、岸岡裕昭

※関副会長はオンラインによる出席

【事務局】コミュニティ推進部長 中塚和雄、政策局参与 堂村武史、  
市民協働推進課長 松野歳之、同係長 岩元浩徳、同副主査 石田真莉子、  
同副主査 黒木千聖、政策推進課担当課長 武林秀孝

#### 1. 開会

#### 2. 審議事項

議題1 傍聴に関する取扱いについて

傍聴希望者なし。

議題2 西宮市参画と協働の推進に関する条例の改正及び取組の改善について

○直田会長

- ・議題2に入る前に、資料1「今後の審議の進め方について（案）」について、事務局より説明をお願いしたい。

○事務局

##### 1 委員会スケジュール

- ・これまで、令和3年度2月、令和4年度6月、11月の計3回、条例に基づく各取組の検証を行い、  
今後は、今回及び4月の2回で、条例改正と取組の改善について提言に向けた意見の整理を行い、  
6月に提言書のとりまとめを行う。

##### 2 条例評価委員会における審議の進め方（案）

- ・今回と令和5年度第1回の委員会にて、今回の議題2の資料に沿って、記載内容の確認と委員会  
意見の調整を行う。
- ・議題2の資料は、最終的に本委員会から市に提出していただく提言書のベースになるものとして、  
条文ごとにとりまとめることとし、  
これらに整理して「委員会意見」としてとりまとめることとし、  
それに向けて現在列挙している委員会意見に過不足がないかについて今回と次回に分けて意見  
交換を行い、本委員会としての検証結果の判定を行っていただきたい。
- ・条例第1条から第5条まではこれまで審議の対象としていないため、検証結果の審議は条例第6  
条から順番に条文ごとに進めることとし、条例第18条までの審議完了後、各取組の検証結果を

踏まえて第1条から第5条について審議をお願いする。資料に記載はないが、第19条についても同様にお願いしたい。

- ・本日は第15条まで審議が進めば次回で全体の審議が完了すると思われるので、本日は第15条までを会議終了の目安にさせていただきたい。

### 3 提言書について（案）

#### （1）提言書の構成

- ・最終的に条例の検証結果をとりまとめる提言書の内容として、①検証方法 ②条文ごとの検証結果及び委員会意見 ③全体の総括 ④参考資料 ⑤委員会の委員名簿・開催履歴が記載項目として考えられる。
- ・「④参考資料」については、検証結果に関連する過去の取組実績や調査結果などの記載が考えられる。

#### （2）上記②のイメージ

- ・「②条文ごとの検証結果及び委員会意見」のイメージを記載しているが、これは今回会議の議題2の資料とほぼ同じ構成となっている。
- ・議題2資料との違いとしては、＜委員会における検証結果＞の項目の位置について、議題2の資料では今回の審議進行の関係上、各条文の一番下に配置しているが、最終的な提言書においては、委員会の検証結果を結論として先に表示した上で、委員会意見をその下に記載するという形にしている。

#### 《第6条（意見提出手続）》

##### ○直田会長

- ・第6条について事務局からの説明をお願いする。

##### ○事務局

- ◆議題2の資料（P5～6）に沿って、市の取組状況と委員会意見について説明。

##### ○直田会長

- ・委員会意見について、過去3回の委員会議事録から関連した意見が抽出されている。
- ・今回の資料では箇条書きで記載しているが、最終的には一つの文章にして、報告書の形で整理されることになる。

##### ○荒木委員

- ・委員会意見の2つ目「職員の意識を高めるためのプラスアルファの運営」については、具体的な内容を記載した方がいいのではないか。
- ・意見の4つ目「開発的展開」は「前向きな」という意味だと思うが、「開発的」という表現は少し合わないと感じた。

##### ○直田会長

- ・報告書に記載する際に「プラスアルファ」と書くことはないと思われるが、「もう少し突っ込んだ」や「掘り下げた」という意味だと考えられる。「開発的展開」は「市民参画を通じて新たな方策が出てくることを期待したい」という趣旨だとと思われる。

○事務局

- ・過去の議事録を改めて確認すると、「プラスアルファ」の例として、「毎月又は2ヶ月に1回のペースで、市民と職員がざっくばらんに話をする機会、懇話会のようなものが設けられてもいいと思う」、「市民と職員の敷居を下げる努力が必要と感じた」とあり、第7条にも関係する意見であった。

○清水委員

- ・「開発的展開」については、地域福祉関連でこのような言い回しをすることがある。「前向きな」や「構築的な」という意味合いである。

○直田会長

- ・他にも「新しい」、「創造的」、「クリエイティブな展開」のような意味合いもあると思われるので、報告書ではそのような表現に変えた方がいいのではないかと。

○岸岡委員

- ・参画は、市民から発信されたものを市が受けるという一方通行なものではなく、市側も当事者として取り組んでいくべきものである。受け身になるとやらされ感が出てくるため、市民とコラボしながら創り出した方が活性化するという話であったと記憶している。

○直田会長

- ・委員会意見の5つ目に先程の意見を加えてはどうか。
- ・行政と市民が対等な関係で課題に対して創造的に取り組んでいくことや、市民と行政の間にある敷居を下げていくという趣旨が含まれていればいいと思われる。
- ・『条文改正の必要はないが、制度面や運用面での見直しが必要である』とまでは言えないが、『条例に基づく取組が適切に行われており、条文改正の必要はない』とも言い難い。検証結果はこの間に該当するものと思われる。

○荒木委員

- ・この条文の評価結果は、見直しというより「運用面での工夫が必要である」という表現が適切ではないかと。

○直田会長

- ・見直しまではいかないが、プラスアルファの工夫が必要ということ。

○事務局

- ・2つ目の選択肢「制度面や運用面での見直しが必要である」を「制度面・運用面での見直しや工夫が必要である」に修正し、第6条の評価結果はこの選択肢に該当するということではいかがかと。

○直田会長

- ・「工夫」を入れることで、委員会意見の趣旨がうまく反映できたと思われる。

《第7条（説明会等）》

○直田会長

- ・それでは、第7条について事務局から説明いただきたい。

○事務局

- ◆議題2の資料（P7）に沿って、市の取組状況と委員会意見について説明。

○直田会長

- ・これらの意見について何か加えるべきことがあれば発言をお願いしたい。

○荒木委員

- ・取組状況の2つ目「附属機関での審議」に関連する内容が参考資料（資料2）に掲載されていない。

○事務局

- ・附属機関は条例第11条に基づく取組のため、参考資料（P1）の「②説明会等」の取組としては記載していないが、先程説明した「説明会等が実施された案件が全体の6割程度」の中には含まれている。6割の根拠になっている令和3年度第2回の資料に用いた調査結果を提言書に掲載するなど、整合するような形を取る。

○直田会長

- ・そのようお願いします。
- ・コミュニケーションについてであるが、行政と市職員の交流の場のようなものは設置されているのか。

○事務局

- ・第5次西宮市総合計画策定の際は、市職員と市民で意見交換する場が設けられていたようだが、定期的に行われる交流の場のようなものは思い当たらない。

○直田会長

- ・交流の場というものは普段の場でできればいい。改まって「コミュニケーションするぞ」と言われても堅苦しくなり、逆に意見交換しにくくなる。例えば出前講座のような場においても、説明しながら意見を交わすこともできる。市職員が「一方的に説明するだけ」、「能力的には答えられるが、立場上答えにくい」というあたりをもう少し緩やかにして、現場の判断を重視していくことで、コミュニケーションが取りやすくなる。

○岸岡委員

- ・第7条第2項に「その結果を公表するものとする」とあるが、これは公表されているのか。

○事務局

- ・計画策定時は、策定経過を計画書に掲載するように当課から所管課に対して呼びかけている。

○岸岡委員

- ・昨年 11 月に第 5 次西宮市総合計画に関するワークショップが開催された。自身を含め幅広い年齢層の市民約 50 人が参加する有意義な機会であった。振り返りのため後日ホームページを検索したのだが、開催結果に関する情報が公表されていなかった。あれだけ多くの人が集まり盛り上がった雰囲気が紹介されず、市民や参加者に伝わっていないというのがもったいなく感じた。
- ・仮に公開するとした場合、単にワークショップを開催しましたという内容だけでなく、ワークショップでこのような意見が出てきました、というようなプラスアルファの情報が掲載されていると、参加者やその情報をみた市民に興味や関心が生まれてくるのではないか。そのように情報が公開されることで、参画と協働のさらなる啓発が期待できると思われる。

○直田会長

- ・総合計画関係のワークショップであれば、時期的にもう少し遅くなるのかもしれないが、そのような情報は公表されるのが一般的である。
- ・私も役所からの依頼を受けてワークショップを実施することがあるが、その際に発言された意見を写真やデータで取りまとめ、それを公表するように役所にお願いしている。自分の意見が公開されていることが、次回への参加意欲につながるためである。逆に、自分の意見が言いつばなしで忘れられていると思われると、その後の参加につながらない。

○岸岡委員

- ・全てを公表するのは市側の負荷が大きいので、重要な意見だけでも公表できればと思う。

○直田会長

- ・住民参加の場合は特にそうである。発言内容を一つひとつ文字に起こすのは大変な作業なので、付箋や模造紙の写真を公表するだけでもいい。市民に公表することが重要である。

○荒木委員

- ・委員会意見の 3 つ目に、ワークショップの積極的な結果公表を求める意見を追記してはどうか。

○事務局

- ・第 5 次西宮市総合計画が令和元年度からスタートし、後期の基本計画策定にあたってのワークショップが 11 月に開催されたところである。後期基本計画の策定経過にワークショップの開催が記録として出てくると思われるが、岸岡委員の発言は、その記録として出てくるところをもう少し市民が参加したくなるような形で表現し、そのことがワークショップ等への積極的な参加を促す PR になるのではないかというご意見と思われる。そのあたりを意見として盛り込むということではどうか。

○直田会長

- ・非常に重要な意見なので、ぜひ委員会意見として提言書に記載したい。検証結果については『条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である』に該当する。

《第8条（政策提案手続）》 《第9条（政策公募手続）》

○直田会長

- ・それでは、第8条と第9条について事務局から説明いただきたい。

○事務局

- ◆議題2の資料（P9～10）に沿って、市の取組状況と委員会意見について説明。

○直田会長

- ・政策提案はハードルが高く、うまく機能している自治体は少ない。将来的な市民意識の高まりにより、政策提案制度を活用していこうという動きやグループが生まれてくるのではないかという期待を込めて作られた条文と思われる。
- ・シチズンシップが高まれば、単なる思い付きではなく、例えば、認知症の方の地域社会での暮らしをいかにサポートしていくかという提案や、子ども食堂に対する支援を制度化して、困難を抱えている子供たちを包括的に支援する仕組みの提案といったように、効果的な政策が提案されることで制度が活性化していくと考えられる。
- ・機能的に動かすためには制度面や運用面での見直しや工夫が必要と考えるが、具体的なアイデアはなかなか出てこない。例えば NPO が主導してシチズンシップ教育を行うような動きが市民側から出てくるのが望ましい。
- ・検証結果としては、『条例改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である』に該当する。

《第10条（実施方法等）》

○直田会長

- ・それでは、第10条について事務局から説明いただきたい。

○事務局

- ◆議題2の資料（P11）に沿って、市の取組状況について説明。

○直田会長

- ・第10条は手続に関する条文であり、過去の委員会では特に意見が出なかった。
- ・第10条第1項第1号に「あらかじめ対象となる事項、実施する方法、日時等を公表すること」とされており、市側で適切に公表されているものと考えているが、そのあたりの数字等はデータとして示されているか。

○事務局

- ・意見提出手続については、市政ニュースと市のホームページで公表するよう所管課に求めており、各案件において意見募集を開始するタイミングで公表されていることを確認している。説明会については、市民協働推進課で把握していないため、あらかじめ周知ができているかの確認は取れていない。

○荒木委員

- ・具体的な実施手順がマニュアルに定められているとのことだが、そのマニュアルを見ないことには、単に条文と取組状況の文章だけを見て、実施されていることを委員会として確認したということになってしまう。

○事務局

- ・マニュアルには具体的な実施方法や実施に当たっての留意点等が記載されており、事前に意見提出手続を実施する課と制度所管課である市民協働推進課で協議の場を設け、マニュアルに沿って必要な説明や呼びかけを行っている。

○直田会長

- ・このマニュアルは、ホームページで公表しているか。

○事務局

- ・内部マニュアルのため、ホームページで公表していない。

○直田会長

- ・公表できないものもあると思うが、公表できるものとできないものについての基準はあるか。

○事務局

- ・基準はない。このマニュアルに関してはホームページに掲載して問題があるものではなく、公表しようと思えばいつでも公表できる。

○直田会長

- ・ホームページで公表していれば、特に意見を提出しようというときには参考になるのではないか。このことも含め、行政情報の公開・共有ということにつながっていくと思われる。
- ・検証結果については、マニュアルの公開というような視点を入れると、『条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である』に該当する。

《第 11 条（附属機関等）》

○直田会長

- ・それでは、第 11 条について事務局から説明いただきたい。

○事務局

- ◆議題 2 の資料（P12～13）に沿って、市の取組状況と委員会意見について説明。

○直田会長

- ・附属機関等は行政が設置する諮問機関であり、委員会や審議会等が該当する。この委員会もその一つである。

#### ○岸岡委員

- ・本委員会の議事録について、委員会での発言等がきちんと記録されているのはいいことだと思う。一方、他の委員会の議事録は、発言内容の概要のみが記載されており、誰が発言したか分からない。議事録の基本的なフォーマットのようなものがあってもいいのではないかと感じた。
- ・テーマや課題等内容によっては個人名を出すのは適切ではない場合もあると思うが、委員会では責任をもって発言を行い、その中から貴重な意見も出ていることを考えると、発言者の名前を明記することについてのルールや基準があってもいいのではないか。

#### ○直田会長

- ・議事録のフォーマットは特段ないと思われる。例えば、委員一人ひとりの発言をきちんと記載する場合と発言要旨を記載する場合があります、発言者に関しては、会長は「会長」、委員は全て「委員」と記載する場合など様々であり、各委員会で判断されていると思われる。
- ・どの程度詳細に記載するかについては、作業量の問題もあれば、詳細な議事録は読むのが大変だから整理してほしいというような声もあり、一概には言えないところがある。

#### ○事務局

- ・庁内の附属機関等に関する指針において、会議録は会議内容の要約とし、ホームページ等で公表するとこととされている。要約のレベル感は各課によって様々である。当委員会の会議録は詳細に記載するようにしているが、会議の目的等によっては、比較的簡素な形でまとめているところもあり、特段決まったフォーマットはない。

#### ○直田会長

- ・要旨であっても公表されることが大事である。

#### ○岸岡委員

- ・周囲の人から「こんな発言をされたのですね。」「充実した議論みたいでしたね。」と言われることが自身にとっての刺激になり、周囲の巻き込みが図れたとも感じた。審議される内容にもよるが、そのように発言した個人が見えるということも大切な気がした。

#### ○直田会長

- ・一方で個人が見えすぎても困る場合があるので、バランスの問題と思われる。

#### ○岸岡委員

- ・この委員会の議事録は、何か意図があって詳細に記載されているのかと思った次第である。

#### ○事務局

- ・過去の経験談になるが、発言者が特定される形の議事録を作ったことで、闊達な意見交換の妨げとなったことから、あえて発言者名を伏せることで、委員全体としてこのような意見が構成されたという形にしようとしたケースもある。



○直田会長

- ・多数の公募委員が参加する委員会では、公募委員に対して個人攻撃をされる可能性も考えておく必要がある。国の委員会の議事録では基本的に名前が公表されるが、発言に対して何か言われてもそれに対抗できる立場の方々であるのに対し、市民委員の場合、発言者の名前を出すことが良い方向に働くといいが、ネット等での中傷などマイナスに動くことも考えられる。そのため、発言者氏名の公表は、取り扱う内容によって判断しなければならない。

○事務局

- ・当委員会も以前は会長と副会長は「会長」「副会長」と記載し、その他の委員は「委員」という形で統一していたが、個人が特定されて困るような審議内容ではないということで、各委員の氏名を議事録に記載することとなった。

○直田会長

- ・情報公開や委員公募が十分に進んでいないなど、運用面での課題があるということで、検証結果としては、『条例改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である』に該当する。

《第 12 条（その他の措置）》

○直田会長

- ・それでは、第 12 条について事務局から説明いただきたい。

○事務局

- ◆議題 2 の資料（P14）に沿って、委員会意見について説明。

○直田会長

- ・第 12 条のポイントは、様々な制度等は整っているものの、例えば子供、外国人、障害者、高齢者など、声を拾いづらい方もしくは声を出しにくい方にも配慮した方法で声を聴く必要もあるというようなことが暗に含まれているのではないかとと思われる。
- ・例えば、パブリックコメントの対象案件の中には、家にパソコンがなく、資料を配架している施設にも行けない人に深く関わるものがあるかもしれない。そのような声を聴く姿勢をどこかに持っておくことが非常に重要であり、そのような工夫を常日頃から開発しておく必要がある。
- ・行政職員には大きな声だけではなく、小さな声にも耳を澄ませるといった心構えが求められる。

○荒木委員

- ・参画と協働に関する報告書を毎年出されていると思うが、その中に「その他の意見募集」のような欄を作って、市民の声やアンケート結果等を掲載するようにしてはどうか。

○清水委員

- ・今の会長の発言は非常に重要であり、特に障害の分野では、差別解消や権利条約の関係から平等の権利を行使することが実現できる社会を作らなければならない。声の小さい人や声を出しにくい人の声を聴くことが、市政にとって非常に重要であるということを経済的に反映しておく必要がある。最も参画しにくい人がきちんと参画できるようにするということが、参画における根幹的な課題と

思われる。

○直田会長

- ・清水委員の意見は委員会意見としてぜひ取り入れたい。そのような意味でこの第 12 条は大事な条文であると言える。逐条解説において、声の出しにくい方やマイノリティの方の声をいかに聴くかということがとても大事であるということを強調して記載しておく必要がある。

○事務局

- ・参画協働条例は、参画の機会を通じて市民の意見を市政に反映することを目的としており、現在は市民局の市民協働推進課が所管している。一方、政策局の市民相談課では「公聴」の取組として、先ほど出ていた市民の声や LINE アンケートを所管している。市民の声をお聴きする役割の線引きが庁内において明確でないところはあるが、線引きというよりうまく連携しながら進めていくことを意識して取り組んでいきたい。

○事務局

- ・参画については一区切りとなるが、政策提案については議論にもあったように、市民の方から政策を提案していただくのは非常にハードルが高い。また、協働事業提案制度においても、自由提案という形で提案いただく方法と、市側でテーマを設定して提案いただく方法でそれぞれ募集しているが思うように件数が伸びない。しかし、政策提案という制度を設けているからには、提案につながるような取組を今後考えていかなければならないと認識している。

○事務局

- ・以前の委員会で、市の協働事業提案制度と政策提案制度をうまくリンクさせれば面白いものができるのではないかというご意見があった。例年、2月から3月に協働事業提案の募集を行っており、それと併せて政策提案の制度も PR するなど様々な形が考えられる。

○直田会長

- ・オンライン参加の関副会長にもこれまでの議論について意見を聞いてみたい。

○関副会長

- ・この条文をどのように運用できるか、運用されているかということが重要で、実際に運用する中で条文が足枷になっているのであれば条文を変える必要性が生まれてくる。今のところは条文に過不足があるわけではなく、運用面や他との整合性の面で色々検討すべきところがあると感じている。
- ・参画については、代議制や市の業務執行からこぼれ落ちるところをすくい取るようなイメージや余白を埋めるようなイメージを抱いていたが、皆さんの意見を聞いていると、参画は新しいものを作り出していく取組でもあるということを改めて感じたところである。

○直田会長

- ・政策提案に関しては、やはり学習をベースにしないと難しいと思われる。学習の機会を作る主体として考えられるのが中間支援団体や政策研究・提案を主なミッションとする NPO であり、様々なグループを支援して政策提案につなげていくという形が考えられる。

- ・政策を提案するには、例えば、法律や行政の仕組みに関する学びに加え、市民の意識がどの程度なのかという見極めも必要である。そのようなことを総合的に学んでいく中で、課題解決につながる政策が形作られていく。そのような学びの機会をいかに作るかが重要であり、生涯学習の目的はまさにそこにある。生涯学習の一つの機会として、例えば「政策を作ってみよう講座」を設け、そこに中高校生を集めて一緒に勉強していくとすれば、非常に面白いことができそうな気がする。今の市政を学ぶということから出発してもいい。行政や議会の機能、職員の役割、税金の分配などを広く学ぶことが参画と協働につながっていく。そのような学習抜きで政策提言をすることはありえない。そのようなことを学ぶ機会が実現できればと感じている。
- ・検証結果は、弱い方の声をいかに聴くかということについてはまだまだ工夫が必要ということで、『条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である』に該当する。

#### 《第 13 条（住民投票）》

##### ○直田会長

- ・それでは、第 13 条について事務局から説明いただきたい。

##### ○事務局

- ◆議題 2 の資料（P15）に沿って、市の取組状況と委員会意見について説明。

##### ○直田会長

- ・大阪府では昨年秋に地方自治法に基づき、IR 誘致の是非を問う住民投票条例の制定に関する直接請求が行われたが、結果的には府議会において条例案が否決された。札幌オリンピックの開催可否についても、住民投票の実施を求める動きが見られる。
- ・住民投票で議論になるのが、個別設置型にするか常設型にするかという点である。大阪府の場合は、地方自治法に基づく条例制定請求（1/50 以上の連署）であったため実現したところであるが、常設型については請求に必要な連署の数が 1/5 や 1/6 というように実施のハードルが高く、小さい町では可能かもしれないが、人口が何十万という都市部では実現が難しい。
- ・委員会意見の 3 つ目にあるように、住民投票は多数決で決まってしまうため、マイノリティの細やかな声の反映が難しい。その対応として、先ほど第 12 条で議論したように、小さな声をいかに聴きとるかということ別途工夫してやっていくということになるが、住民投票とは別の話になる。
- ・検証結果として、住民投票の実績はないが、取組としては適切と思われることから『条文の内容は適正であり、条文改正の必要はない』に該当する。

#### 《第 14 条（協働の推進）》

##### ○直田会長

- ・それでは、第 14 条について事務局から説明いただきたい。

##### ○事務局

- ◆議題 2 の資料（P16～17）に沿って、市の取組状況と委員会意見について説明。

##### ○直田会長

- ・第 14 条では多くの意見が出ているが、追加の意見があればぜひご発言いただきたい。

#### ○廣田委員

- ・「市民等との対話において有用なファシリテーションスキルを備えた職員を育成していく必要がある」という意見について、市民と市職員との対話の場では、要求の立場で参加する市民が多い。以前参加したカラス対策の講座では、「カラスとは共存するしかない」という専門家の発言や、カラスよけネットの購入補助に関する環境衛生課職員からの説明を受けて、私はそれで一定理解できたのだが、市としてきちんと対応してもらわないと困るという発言を行う参加者もいた。市民と市との協働を考えたときに、市職員側には対話スキルが求められ、市民側も市の取組をきちんと理解したうえで話をまとめていく必要があると強く感じた。
- ・過去に窓口業務や公民館業務、社会教育関係業務に従事されていた市職員が、防災をテーマにした講演会において、障害者にもきちんと配慮した形でお話をされていたのが印象に残っている。スキルを備えた職員は、どこに異動しても市民と効果的に対話することができる。市民と市が同じ場に集まる場合は、お互いに対話するという気持ちで臨むということが大事である。

#### ○直田会長

- ・市職員にはその場のファシリテートに加えて、市民と市職員がコミュニケーションをとる場を企画、運営していく能力も求められる。すべての職員がそのようなスキルを備えるのは現実的には困難であるが、各自が現場でどれだけ鍛えられるかが大きく関わってくる。
- ・ファシリテーションは市民との間だけでなく、職員同士で議論する際にも必要である。企業でも、会議の場で上司の言うことを聞いているだけでは会社の発展は望めないということで、みんなで意見を出し合い良いものにまとめていくというファシリテートの手法が重要と言われている。
- ・市民にも同じことが言えるが、すべての市民がこの技術を身につけるのは難しいので、中間支援組織が市民と市の間に入って、話を整理するというのが望ましい。先ほどのカラスの話においても、その場に中間支援の専門家が入っていると、一方的な申し入れだけではなく、解決策を探っていく流れができるかもしれない。中間支援組織の役割はそこにある。

#### ○岸岡委員

- ・先ほど申し上げた第5次総合計画のワークショップでもファシリテーターが付いていたのだが、しゃべりすぎない、人の意見は否定しないというルールをあらかじめ決めておくと、うまく議論が進められる。逆にそのような人がいないと、一つの問題に深く入り込みすぎて、議論が活性化しない。ファシリテーターがいるだけで、多様な意見が一つの方向に収斂していくということを目の当たりにして、とても大事な技術だと感じた。
- ・昨年西宮市において、高校生同士で話し合う場が新たに設けられたとの記事を見たのだが、市民協働推進課の仕掛けではなく、他の部署で企画・立案しているのか。

#### ○事務局

- ・昨年2月に高校生から市民協働推進課に「Youth 委員会」を立ち上げたいという相談が寄せられたことが設立のきっかけであった。相談者は市外の学校に通う高校生で、市内に住んでいる同世代が市政や社会について意見を交わし、そこでの意見を市政に届ける場づくりができないかという相談であった。自分たちが中心になって立ち上げたいという思いを受け止め、庁内で調整した結果、青少年施策推進課が今年度に Youth 委員会を設置することになった。公募の結果、20名以上の高校生が集まり、4つのテーマについて意見交換や活動が行われてきた。2月に活動報告が行われる予定

である。

○岸岡委員

- ・そのような意味で、以前の委員会でも「経営資源」の話があったが、先程から言われている障害者や高齢者に加えて、高校生や大学生なども含めて間口を広げるということを意見として記載してはどうか。

○直田会長

- ・そのように高校生が自主的に活動しようとするのはすごいことであり、高校生が自由にかつ自発的に動けるように市が環境面でのサポートを行えば面白いことができると思われる。西宮市には学校が多く、若い人がたくさん集まるまちなので、若者の力が発揮されるような環境があればいい。若い人が色々な場面に参加してくることが、参画と協働のまちづくりにつながる。そのようなことをぜひ期待したい。
- ・検証結果としては、市は本委員会の意見を踏まえて進めていただくということで、『条文改正の必要はないが制度面・運用面での見直しや工夫が必要である』に該当する。

《第 15 条（協働事業提案手続）》

○直田会長

- ・それでは、第 15 条について事務局から説明いただきたい。

○事務局

- ◆議題 2 の資料（P 18～19）に沿って、市の取組状況、委員会意見及び「協働事業と補助制度の整理について（案）」について説明。

○直田会長

- ・協働事業提案手続については実績が芳しくないものの、制度としては整っている。協働事業と補助制度の整理についての案が資料に示されているが、ここで決定するということか。

○事務局

- ・ご意見等がいただければいただきたい。

○直田会長

- ・意見が出れば対応いただけるということで、第 15 条についてご意見をお願いします。

○西明委員

- ・団体と市職員とのコミュニケーションを通じて一つのものを作っていくという過程に意味があると思う。また、実際の取組の生かし方や、団体が自立して活動できるようにするための支援やアドバイスなどがあればいい。
- ・制度自体が市民に浸透してないので、文言やチラシだけを見るとハードルが高い感じがするが、実際に取り組んでみたらそれほどでもなく、市と一緒にやっていけるような気がするので、多くの方にぜひ活用していただきたい。市も通常業務で忙しいと思うが、協働して実施することで良い方向

が見出せる重要な制度である。

○廣田委員

- ・委員会意見で、応募できる対象を大学、高校、企業にも広げるとあるが、NPO の中でも営利活動と非営利活動の線引きが分かりづらく、企業にまで対象を広げると審査が難しくなりそうな印象がある。NPO や地域団体が申請を行い、企業がそれに協力するというのであれば分かるのだが、企業が応募できるようにするのは難しいのではないか。

○西明委員

- ・企業であっても、営利ではなく地域貢献や社会貢献の目的で行う場合もある。幅広くという意味では応募できる団体に企業を加えてもいいと思う。

○直田会長

- ・現行の制度では企業も応募できるのか。

○事務局

- ・企業は対象外で非営利団体に限定している。実行委員会を立ち上げ、非営利性を備えていれば提案できる。

○西明委員

- ・企業の中にも子供関係や環境関係の取組をしているところもある。企業も対象とすれば面白い提案が出てくる気がする。

○江草委員

- ・今の話はその通りだと思う。審査については、最初と最後のチェックが重要であり、結果的に企業にお金が流れているということが判明すれば、助成金の返還を求めるといったぐらいのことはしてもいいと思う。チェックする側は大変だと思うが、チェック機能が強化されればもう少し面白い展開になるのではないか。対象の範囲が狭いままでは制度が尻すぼみになる恐れがある。

○直田会長

- ・企業を対象とするかどうかは難しい面があるが、企業が行政のオープンデータを用いてアプリを開発するという面白いケースも存在する。企業にとって利益につながっているかどうか分からないが、結果的に市民が使えるアプリが完成し、それを無料で使えるとなれば社会的にも意義深い活動と言える。現行の制度をそこまで広げるかどうかは別として、協働の枠は広がりつつあり、新しい形の協働も出てきている。新型コロナウイルス接触確認アプリの COCOA も、元は民間の有志が開発したソフトを国が採用したものである。この制度とは別の形になるが、企業との関わりの中から面白いことが生まれてくるという期待が持てる。
- ・協働事業提案制度の予算にも限りがあり、対象範囲を広げすぎても、そこまで手が回らなくなるかもしれない。

#### ○事務局

- ・本市では、官民連携による課題解決プロジェクトとして「アーバンイノベーション西宮」という取組が進められている。柔軟な発想と優れた技術力を持つ民間事業者と市が協働して、市が抱える課題の解決を目指すというプロジェクトであり、この取組に、地域コミュニティ推進課、地域防災支援課、市民協働推進課の3課が「地域活動 DX！魅力とやりがい未来の担い手に伝えたい！」というテーマで提案を募集し、十数社の企業から応募があった。現在は審査の段階であり、どのような事業者とどのような取組を行うことになるかは決まっていないが、そのような動きもある。

#### ○岸岡委員

- ・企業については資金的なサポートがなくても、事業の実施を通じて社会的な認知度の高まりや副次的な資産が生まれてくるという意味で、企業を対象にしてもいいのではないかと思う。今後の課題としてもいいのではないか。

#### ○直田会長

- ・先程事務局から説明のあった DX という形でつなげていくのも一つの方法であり、他にも幅広い企業に関わるような形があるものと思われる。最近は大きな利益をあげるというよりも、むしろ企業が有するノウハウを活用して、社会的な課題を解消していきたいという人が若い世代を中心に増えてきている。
- ・特に福祉分野では、そのような企業がたくさんあるのではないか。例えば、地図案内を音声で説明してくれるソフトを開発した企業が、障害者には無料でソフトを提供し、それ以外は有料にするということも考えられる。今すぐということではなくても、そのようなことも視野に入れておいた方が、参画と協働が豊かになっていくと思われる。

#### ○清水委員

- ・次回の議論になると思うが、第 16 条についてはコミュニティ活動の推進という表現上の課題や、その位置づけの問題もあり、大きな論点になると思われる。言葉は悪いが、コミュニティ活動を市民公益活動と矮小化したうえで補助制度に結び付けていくということについて、もう少し検討、整理が必要と考える。
- ・第 16 条第 1 項では「市民等は、快適な暮らしの実現のために自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有して、解決に向けて努力する」とあるが、それは快適な暮らしの実現のためというよりも、むしろ地域福祉課題のように、お互いが尊重された、本当の意味での共生的コミュニティのまちづくりのために努力するものである。
- ・第 16 条第 2 項では、「市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする」と規定されているが、第 2 条では協働の定義として「市民と市は対等な立場で」と規定されていることと矛盾しているように感じる。

#### ○直田会長

- ・条例策定時にどのような議論がなされたのかは分からないが、コミュニティ活動の推進は、自治基本条例であれば当然に含まれるものであるが、参画協働条例に規定されることについては適切かどうかという議論がある。
- ・コミュニティ活動には公益的な活動と共益的な活動がある。自治会を例にすると、自治会の中で助

け合う共益的な活動と、高齢者の見守りや子供の安全確保という公益的な活動が重なり合っているのが整理しにくい要因と思われる。資料 19 ページの「協働事業と補助事業の整理」について、協働事業提案制度はいいのだが、コミュニティ活動の補助制度を別途設ける必要があるのかと感じている。むしろ共益的な活動をベースに地域の公共性を確保しているという二重の構造を持っている活動に特化した仕組みが必要なかもしれない。公益と共益を矛盾しない形で整理することができればとも思うが、そのあたりの整理が必要である。

- ・「快適な暮らしの実現のため」についてもご指摘があったが、確かにこの表現は法律的な文言ではなく、見直しが必要かもしれない。快適な暮らしの実現のためとすると自己利益のためということになりかねない。コミュニティ活動は色々なものが重なっている活動なので表現の仕方が難しい。
- ・協働事業と補助制度の整理については、公共性と共益性との境目をどうするか、ある自治会にとっての利益のためにこの補助金を出せるのか、という問題が大きなキーポイントになる。一つの自治会のメンバー全員に利益が行き渡るからそれでいいという見方もできるし、そこが難しいところである。市全体に行き渡れば公共的だが、自治会の全ての人に行き渡ったら公共的かどうか。家族の中だけに行き渡るものは公共的か、というとそれは違うということになるので、そのあたりの整理はきちんとしておく必要がある。

#### ○岸岡委員

- ・そのような意味では、NPO の活動も全市民を対象にしたものではなく、特定の課題やテーマを対象とする活動であり、同じような話になる。

#### ○直田会長

- ・NPO は特定の人限定して活動し続けるのではなく、対象にしていた人の条件が変わると、次は別の人を対象にして活動する。そのような意味では普遍的という理解である。

#### ○岸岡委員

- ・例えば地域社会にも共通のものがあり、そこに横串を通せば市民全員の課題になる。行ったり来たり議論になるような気がする。

#### ○直田会長

- ・そこの切り分けは難しいが、共益にとどまらずに、公共的または公益的な形にすれば問題がなくなると思われるので、そこの整理が必要である。

#### ○関副会長

- ・協働の側面と言うと、市民側は市と比べて情報量や機会が圧倒的に少ない状況にあるという中で、市がそれをサポートするという考え方にあるのがこの第 16 条ではないか。
- ・全体に行き渡らないと公益ではないという考え方があると同時に、個別の課題であったとしても公益に該当するものもある。例えば、マイノリティの問題は個別の問題という意見もあると思うが、マイノリティに配慮できる社会をつくることは公益的な活動であると思われる。公益の線引きは非常に難しい。
- ・この補助制度の中で一番重要なのは、市民や住民組織、地域組織という協働のパートナーをいかに育てていくか、教育していくかという視点である。このような活動がどのようにつながっていくか、



広がっていくか、人を育てていくかという視点から、運用していく必要があると思う。

○直田会長

- ・協働について、現在は過渡期であり初期の段階でもある。完全な協働、理想的な協働の実現までもうしばらく時間がかかるという意味では、今は情報提供などの面から市民側をサポートしていく時期とも言える。生涯学習をはじめとした人材育成や教育が必要であるということを前提に協働制度や補助制度について考えていく必要があり、過渡期においては理想的なところを追い求めてもうまくいかないということを理解することが必要というご意見であったと思う。
- ・検証結果は、協働事業と補助事業の整理をもう少し検討するという事で、『条例改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である』に該当する。
- ・第16条以下は次回の議論となるが、第16条のコミュニティについては難しい問題が多数あり、各委員の身近な活動を通じた意見がたくさん出てくるのではないかと、非常に面白い議論ができそうで楽しみである。

○岸岡委員

- ・私見であるが、本日の資料は行政的な文章の書き方になっているが、可能であれば「ですます調」で書いていただけたらありがたい。市民にとってはその方がしっくりくると思われる。

○事務局

- ・事務局としても、提言書は「ですます調」で記載した方がいいと考えている。

○直田会長

- ・良いご提案である。この点については報告書の段階であらためて整理することとし、現段階では議論の中身を整理することが大事という意味でこのような記載になっている。

3. 報告事項

○事務局

- ◆2月18日開催予定の「コミュニティ推進大会」のお知らせ

4. 事務連絡

○事務局

- ・次回の令和5年度第1回の委員会は令和5年4月に開催予定。近日中に日程調整を行う。

5. 閉会

以上